

薬生食輸発1114第5号
平成30年11月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマト及び生鮮ミニトマトの検査命令免除業者の変更)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年10月25日付け薬生食輸発1025第3号)により通知したところである。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされた生鮮トマト及び生鮮ミニトマトの輸出業者について、下記のとおり名称及び住所を変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表17について別紙1、別表18について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

<生鮮トマト>

	変更前	変更後
輸出者ID		13
業者の名称	SAEBOM <u>AGRICULTURE</u> CORPORATION INC.	SAEBOM <u>NETWORK</u> CORPORATION INC.
業者の住所	<u>212-62, Arirang-ro, Sangju-si,</u> Gyeongsangbuk-do	<u>672, Hwasan-dong, Sangju-si,</u> Gyeongsangbuk-do

<生鮮ミニトマト>

	変更前	変更後
輸出者ID		12
業者の名称	SAEBOM <u>AGRICULTURE</u> CORPORATION INC.	SAEBOM <u>NETWORK</u> CORPORATION INC.
業者の住所	<u>212-62, Arirang-ro, Sangju-si,</u> Gyeongsangbuk-do	<u>672, Hwasan-dong, Sangju-si,</u> Gyeongsangbuk-do